

＜グランド・デザイン＞

住み良いまちづくりへの市民の思いを「人と地球、そして未来の世代への北九州市民からの約束」として集約したもので、基本理念、それを実現するための3つの柱、様々な立場から取り組みを進めるための環境10原則から構成されています。

また、行動原則に沿った250の具体的な取り組み例も付属資料に掲げられています。

これらに基づき、市民や企業などとの協働により、また市役所内でも環境局に限らず、様々な部局が連携して、世界の環境首都づくりに取り組んでいくものです。

基本理念

「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ

実現のための3つの柱

共に生き、共に創る

社会は、すべての人にとって共に生きる場であり、また、共に創っていくものです。一人ひとりが、環境のために行動する権利に基づき、環境に配慮した具体的な行動を約束し、環境意識が世界一高い市民になることを目指します。

環境で経済を拓く

環境に積極的に取り組むことは、質の高い暮らしを創り、さらに、環境関連産業を生み出して地域や産業を活性化させ、新たな経済活動を育みます。これらの環境と経済の好循環が持続可能な社会を作り出し、地域社会や市民の生活感覚や環境の視点を取り入れた次世代型の産業・技術を拓きます。

都市の持続可能性を高める

都市は多様な機能や利便性を有し、暮らしやすさを提供する反面、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を与えています。このまちを健康で長生きさせるため、都市構造の転換や資源・エネルギーの利用の効率化などを進め、持続可能性を高めます。そして、豊かな自然を活かした美しい街並みの楽しさが感じられるまちを創ります。



北九州市民環境行動10原則

- ①市民の力で、楽しみながらまちの環境力を高めます
- ②優れた環境人財を産み出します
- ③顔の見える地域のつながりを大切にします
- ④自然と賢くつきあい、守り、育みます
- ⑤都市の資産（たから）を守り、使いこなし、美しさを求めます
- ⑥都市の環境負荷を減らしていきます
- ⑦環境技術を創造し、理解し、産業として広めます
- ⑧社会経済活動における資源の循環利用に取り組みます
- ⑨環境情報を共有し、発信し、行動します
- ⑩環境都市モデルを発信し、世界に輪を広げます



250のプロジェクト

5 市民及び事業者の環境保全活動の促進

市民や事業者が取り組まなければならない環境の保全に関する活動について、本市が促進を図るよう必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

6 施策の推進体制の整備等

環境の保全に関する施策について、本市が総合的な調整を行い、計画的に推進するため、体制の整備などを行わなければならないことを規定しています。

7 北九州市環境審議会

調査審議機関として、北九州市環境審議会の設置について環境基本条例に規定しています。

公害対策に関する基本的事項について市長の諮問に応じ調査審議する機関として、昭和39年2月「北九州市公害防止対策審議会」を設置しました。その後、昭和45年4月の北九州市公害防止条例の制定に伴い、審議会は同条例に基づく調査審議機関となり、昭和46年10月には同条例の改正に伴い「北九州市公害対策審議会」と改称しました。

さらに平成6年6月には、前年に成立した環境基本法の規定を踏まえ、新たに広く環境保全に関する事項を調査審議するための機関として「北九州市環境審議会」を設置するとともに、従来の北九州市公害対策審議会を廃止しました。なお、平成12年12月の北九州市環境基本条例の制定により、審議会は同条例に基づく調査審議機関として規定されました。

第3節 開発事業等における環境配慮の推進 ●●●●●●●●●●●●●●

1 環境影響評価制度

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、場合によっては事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

(1) 背景

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われ、国が関与する大規模な事業に係る統一ルールとして、「環境影響評価実施要綱」（以下「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に環境基本法が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となつて、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制度が必要であるとの観点から制定されました。閣議決定要綱と法律の主な相違点は、①環境影響評価の事業者への義務づけ、②対象事業の拡充（閣議決定要綱に発電所、林道を加えた13の事業）、③地域の実情に応じた環境影響評価の実施（スクリーニング、スコーピング制度の導入）、④住民等の意見提出の機会の拡大、⑤埋立及び廃棄物最終処分場を除く全ての対象事業について環境大臣の意見を述べるができる規定、など閣議決定要綱を充実・改善する形となっています。

一方、地方公共団体においても、環境影響評価法が制定されたことを受けて、環境影響評価制度の条例化等に対する取組が積極的に行われました。

(2) これまでの取組と成果

本市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境保全について適正な配慮がなされるよう環境影響評価が行われていましたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。

この条例では、「北九州市環境管理計画運用指針」にはなかった、市民参加や環境影響評価審査会の設置、審査会の意見を踏まえた市長意見の提出、さらには、事後調査の義務づけなどの規定を新たに盛り込み、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

本市では、法及び条例施行後、平成17年度末までに、方法書7件及び準備書5件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。環境影響評価が実施された事業は、表1-2のとおりです。

(3) 課題と今後の取組

今後も環境影響評価制度を適切に運用するため、地域の環境情報や環境保全対策に係る最新の科学的知見等について情報収集に努め、事業者が行う環境影響評価に対し、当該事業の地域特性、事業特性を的確に把握した上で審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から適正な市長意見を述べていきます。

表 1-1 環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧

	環境影響評価法 第一種事業（第二種事業）	北九州市環境影響評価条例
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路等 一般国道 大規模林道	すべて 4車線以上 4車線10km以上（7.5km） 2車線20km以上（15km）	—— —— 4車線5km以上 ——
2 河川		
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上（75ha） 湛水面積100ha以上（75ha） 改変面積100ha以上（75ha） 改変面積100ha以上（75ha）	湛水面積50ha以上 湛水面積50ha以上 —— 改変面積50ha以上
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む） 普通鉄道 軌道（普通鉄道相当）	すべて 10km以上（7.5km） 10km以上（7.5km）	—— 5km以上 5km以上
4 飛行場	滑走路長2500m以上（1875m）	滑走路長1250m以上
5 発電所		
水力発電所 火力発電所（地熱以外） 火力発電所（地熱） 原子力発電所	出力3万kW以上（2.25万kW） 出力15万kW以上（11.25万kW） 出力1万kW以上（7500kW） すべて	出力1.5万kW以上 出力7.5万kW以上 —— ——
6 廃棄物最終処分場	30ha以上（25ha）	15ha以上
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha超（40ha）	25ha以上
8 土地区画整理事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
10 工業団地造成事業	100ha以上（75ha）	——
11 新都市基盤整備事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
12 流通業務団地造成事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
13 宅地の造成の事業（住宅地、工場用地を含む）		
環境事業団 住宅・都市整備公団事業 地域振興整備公団	100ha以上（75ha） 100ha以上（75ha） 100ha以上（75ha）	50ha以上 50ha以上 50ha以上
14 工業団地の造成事業	14～23までの事業は全て対象外	50ha以上
15 住宅団地の造成事業		50ha以上
16 工場又は事業場の建設事業		大気4万Nm ³ /h又は 水質5千m ³ /d以上
17 廃棄物処理施設の建設事業		50t/d以上（廃棄物焼却施設）
18 運動施設又はレジャー施設		20ha以上
19 大規模建築物の建設事業		延べ面積10万m ² 又は高さ100m以上
20 土石又は鉱物の採取事業	20ha以上	
21 土地の造成事業	50ha以上	
22 道路		
県道、市道 林道		4車線5km以上 2車線10km以上
23 下水道終末処理施設		計画処理人口15万人以上
○港湾計画	埋立・掘込み 面積300ha以上	埋立・掘込み 面積150ha以上

表 1-2 環境影響評価の実施状況

評価書縦覧年度	事業名	開発事業者又は計画者
平成12	産業廃棄物処理施設の変更事業	民間（光和精鉱株式会社）
13	北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業	北九州市 （都市計画決定権者：北九州市長）
14	総合環境コンビナート複合中核施設建設事業	民間（北九州エコエナジー株式会社）
15	天然ガスコージェネ発電設備建設事業	民間（新日本製鐵（株）八幡製鉄所）
16	（仮称）新・新門司工場建設事業	北九州市

2 北九州市環境配慮指針

(1) 背景

開発事業の実施における環境配慮については、平成12年12月に制定した「北九州市環境基本条例」において、「市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に際し、環境の保全について配慮しなければならない。」、また、平成10年3月に制定した「北九州市環境影響評価条例」においても、「市は、市が実施する事業で環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、当該事業に係る基本的な構想又は計画を策定するに際して、環境の保全について適正な配慮をするように努めなければならない。」旨が規定されています。

また、現在、北九州市環境基本条例に基づく環境基本計画として位置づけられている「アジェンダ21 北九州」において、行動方針の一つである「環境と共生するまちづくりの計画的、総合的推進」の取り組みとして、「事業別の環境配慮指針の策定」及び「環境の現況、環境への配慮施策等の情報の収集・整備、科学的知見の集積」が明記され、今後、作成される新たな環境基本計画においても、環境配慮指針が位置付けられる予定となっています。

さらに、平成16年10月に策定・公表された「環境首都グランドデザイン」で示された行動原則「自然と賢くつきあい、守り、育みます」の具体的な取り組みとして、平成17年9月に「北九州市自然環境保全基本計画」が策定されました。この計画においても、基本目標「身近に自然を感じる都市づくり」の取り組みの一つとして、「環境配慮指針の策定」が明記されており、開発事業の実施にあたって、環境配慮指針を活用した適切な環境配慮が求められています。

(2) これまでの取組と成果

環境影響評価法及び条例に基づき環境影響評価の手続きが必要となる場合や、開発事業の許認可等に係る法令（自然公園法、公有水面埋立法、福岡県環境保全に関する条例等）に基づき、環境影響評価等が必要となる場合はもちろん、法令の規制を受けない開発事業を実施する場合においても、昨今の市民の環境保全意識の高まりや、地域の生活、自然環境の状況、周辺の土地利用や景観・街並みの状況等により、適切な環境保全への配慮が求められることが少なくありません。

また、法令に基づき環境保全への配慮の手続きが義務付けられている場合であっても、これらの手続きは、事業の実施場所やルート、規模等の事業計画が具体化した段階であることが一般的です。適切な環境保全対策を実施するためには、事業計画の早期段階から環境配慮を考慮しておくことが重要です。

そこで、開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行うにあたり、

- 事業実施区域周辺の環境の特性を適切に把握する
- 事業計画の早期の検討段階（基本構想・基本計画の作成の段階）から、事業計画の具体化した段階（事業計画作成、基本設計、実施設計の段階）まで、事業の進捗状況に応じた適切な環境保全対策を検討することを支援するための手引書として、「北九州市環境配慮指針～開発事業における環境保全への配慮の手引き～」を、平成18年9月を目途に策定しています。

(3) 課題と今後の取組

「北九州市環境配慮指針～開発事業における環境保全への配慮の手引き～」は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるように作成しており、開発事業における環境保全への配慮が一層促進されることが期待されています。

今後、市が実施する開発事業については、地域の環境特性に応じて、適切な環境保全対策が採用されているか、本指針を活用した環境配慮チェック制度の導入について検討を行っていきます。